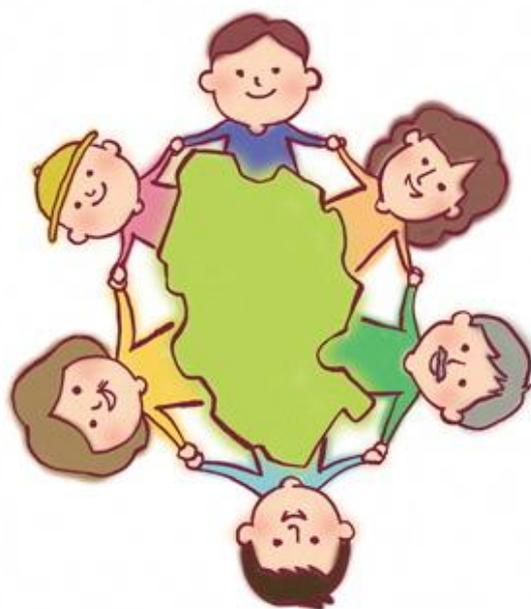


# 市民公益活動推進指針

## 第3期実施計画

(平成30(2018)年度～2022年度)



平成30(2018)年4月  
富田林市

## 市民公益活動推進指針第3期実施計画 目次

1. 第2期実施計画の総括	
<経過>.....	1
<成果>.....	1
<不十分点>.....	2
<課題>.....	2
2. 第3期実施計画の基本的考え方.....	3
3. 第3期実施計画の内容	
A. 市民公益活動の支援方策	
(1) 支援センターの中間支援組織としての充実.....	4
(2) 市民公益活動団体情報の収集・活用・広報.....	4
(3) 市民公益活動を担う人材の育成.....	5
B. 市民との協働の方策	
(1) 地域の主体性と活性化を促進する協働の仕組みづくり.....	5
(2) 指定管理者制度、委託契約制度における市民協働の研究と検討.....	6
C. 推進体制について	
(1) 関係機関の役割分担.....	7
(2) 市民公益活動推進と協働のための市民会議.....	7
(3) 支援センター登録団体会議等による市民公益活動の意見反映.....	8
<資料1> 市民公益活動推進と協働の施策方針策定の経過.....	9
<資料2> 「富田林市の年齢別人口推移」「市内NPO法人数」 「支援センターの登録団体数」.....	11
<資料3> 現在の市民公益活動推進と協働の状況.....	12
<資料4> 市民公益活動推進指針第3期実施計画による事業イメージ図.....	13

※本計画においては、2019年5月1日より新元号への改元が予定されているため、同年同月以降を西暦表示のみとしております。

## 1. 第2期実施計画の総括

### <経過>

平成18(2006)年に策定された「富田林市市民公益活動推進指針」を基に、平成20(2008)年7月に「市民公益活動推進指針第1期実施計画(平成20(2008)～22(2010)年度)」を作成しました。その後、平成23(2011)年度に第1期実施計画の成果、不十分点、課題を整理し、平成24(2012)年4月に「市民公益活動推進指針第2期実施計画(平成24(2012)～28(2016)年度)」を作成しました。

この計画は、本市の第4次総合計画にうたわれている「人権の実現を理念とした市民参加のしくみづくり」を実現するために、狭義のNPOのみならず、地縁団体や既存公益団体も共につくる協働を視野に入れ、指針を市民参加と協働の視点から具体化することを目的としました。

その内容は、平成24(2012)年度～28(2016)年度の5年間を目途に実現すべき重点施策として、(1)市民公益活動の支援方策(2)市民との協働の方策(3)推進体制についてを挙げ、今後検討が必要な課題を提起しています。

以下、この5年間の進捗状況を成果と不十分点、課題という観点から総括します。

### <成果>

#### (1) 市民公益活動支援センター(以下「支援センター」と言う)の中間支援組織としての充実(ネットワークステーション、活動連携施設の拡大)

実施計画期間中の5年間に、市内各地の人が利用できるようネットワークステーションや公的施設などの活動連携施設を拡大しました。※(平成30(2018)年3月末現在 4ネットワークステーション、5公的連携施設)市内各地に活動の場、機会を提供出来たことから、市民公益活動団体間のつながりを広げ、中間支援組織としての基盤を強固にしました。

また、支援センターが実施した様々な取り組みによって、支援センターの登録団体数も約2.4倍に増加し(平成24(2012)年3月時点77団体 → 平成30(2018)年3月時点184団体)、富田林市内における市民公益活動は確実に増加・活性化しています。

#### (2) 市民公益活動団体情報の収集・活用・広報の充実

支援センターが収集した情報を、メールマガジンやニュースレター、ウェブサイト等に掲載して発信したことにより、市民公益活動の活性化につながりました。

具体的には、メールマガジン(平成29(2017)年度133回)を発信したり、双方向コミュニケーションツールであるFacebookを活用して情報発信することにより、利用者団体同士の交流も活発化しました。また、支援センターのニュースレター「サボとん通信」も隔月ごとに1,000部発行し、市内協力施設に配架することにより、広く周知しました。

### (3) 地域の主体性と活性化を促進する協働の仕組みの確立

町会・自治会をはじめとした地域の住民が連携して、地域課題の解決及び地域を活性化するために実施する自主的な事業に交付する「元気なまちづくりモデル事業補助金制度(提案型補助金制度)」を平成24(2012)年度に創設しました。第1期(平成24(2012)年度～26(2014)年度)は3団体、第2期(平成27(2015)年度～29(2017)年度)は5団体がこの補助金を活用しました。

この補助金制度の活動実績から、地域課題を自ら解決したいという地域が増加してきていることが確認できました。また複数の町会・自治会の連合体を補助の対象としていることもあり、一つの町会の雰囲気良くなると、構成する他の町会にも波及し、地域コミュニティの再構築につながっているという新たな発見もありました。

#### <不十分点>

### (1) 市民・市職員双方のコミュニケーションと共通認識の不十分さ

指針を具体化するためには、市民・市職員双方の良好なコミュニケーションと協働に対する共通理解が必要です。しかし、この第2期実施計画中に、協働に対する共通理解を醸成するシンポジウムやワークショップなどの機会を開催することが出来ませんでした。

### (2) 指定管理者制度、委託契約制度における市民協働の仕組みづくり

委託契約制度において市民公益活動団体に業務を委託した実績はできましたが、市民公益活動団体との委託契約方法について、具体的に市民公益活動団体が参入できる仕組みづくりは確立できていません。より市民公益活動団体との協働を進める上でも、団体の持つ特性や専門性を活かすことができる、指定管理者制度や委託契約制度についての研究が必要です。

### (3) 地域の主体性と活性化を促進する協働の仕組みの充実

地域のまちづくり活性化のための「元気なまちづくりモデル事業補助金制度」や「地域活性化アドバイザー派遣制度」を創設したことにより、地域の主体性と活性化を促進する協働の仕組みづくりの一つを確立することはできましたが、連合町会やすこやかネット、校区福祉委員会などの、より広域的な視点による地域自治制度の研究がまだ十分とはいえません。

#### <課題>

### (1) まちづくりに市民参加・協働が当たり前となる市民・行政のネットワーク作り

指針に示された協働を進めていくためには、市民同士、市民と市職員が積極的にコミュニケーションをはかって協働に対する共通認識を深め、共に課題に取り組んでいかなければ

ばなりません。そのためにも、市民公益活動や団体に関する情報を積極的に収集・活用・発信し、出前講座やシンポジウム等、市民がそれぞれの状況や立場に応じて参加できるしくみづくりや、まちづくりの担い手育成、多様な主体間のネットワークの充実を図っていくことが必要です。

#### (2) 地域課題の解決に市民公益活動団体が活躍し、市と協働できる仕組みの拡充

少子・高齢化や人口減少、地域課題の複雑化等に対し市民公益活動団体の果たす役割が期待されている中で、その力を十分に発揮できるようにした「元気なまちづくりモデル事業補助金」創設後、2期6年が経過しました。今後は、協働の現場や市民公益活動団体の実態に十分配慮しながら、より多くの町会・自治会や、高校生や大学生などのさまざまな団体も支援し、市と協働できるよう、制度の拡充が課題です。

#### (3) 中間支援組織としての支援センターの役割の拡大

支援センターの登録団体数は増加傾向にあり、地域活動における連携・交流の意識や、サポートへのニーズが高まっています。今後も民間活力を生かしながら、より専門的な活動支援や相談等を行い、市民公益活動のネットワーク化、団体と行政とのコーディネートを行う中間支援組織としての役割の拡大が課題です。

## 2. 第3期実施計画の基本的考え方

以上の第2期実施計画の総括、平成29(2017)年3月に策定した総合基本計画を踏まえ、第3期実施計画は次のような基本的考え方によって実施していきます。

なお、人口減少や少子高齢化の急速な進行、地方分権の進展、長引く経済の低迷など、本市を取り巻く社会経済情勢はめまぐるしく変化しており、今後においても長期的な視点でまちづくりを総合的・計画的に進めていく必要があるため、計画期間は2022年度までとします。また、計画期間内においても、必要に応じ見直しを行うものとします。

(1) 総合基本計画の基本施策である「参加と協働のためのしくみづくり」「参加と協働によるまちづくり」を実現するために必要な具体的な施策とその実現の方向性を明らかにし、よりよい市民協働を進めていくための計画とします。

(2) 「市民公益活動推進指針」では、「協働」を行政や様々な市民公益活動団体等がそれぞれの特性を活かしながら、共通する課題の解決や目的達成のため、協力してまちづくりを行うこととしています。地域における担い手の高齢化や後継者不足、協力・参加意識の低下等の課題に対し、地域コミュニティの取組や公益活動への支援、優良事例の共有等を通じて、地域における市民参加・協働の促進や意識の向上を図るとも

に、多様な主体との連携・協働により、市民・団体等による主体的な地域活動の活性化を図っていくことに重点を置きます。

### 3. 第3期実施計画の内容

#### A. 市民公益活動の支援方策（総合基本計画 P63 1 市民公益活動の促進）

##### （1）支援センターの中間支援組織としての充実

平成23（2011）年度より民間委託に切り替えた支援センターは、市民公益活動の拠点であるとともに、その運営を受託する事業者は、市と市民公益活動団体、または市民公益活動団体同士をつなげ、コーディネートし、より効果的な協働を行っていくための中間支援組織として機能することが最も重要な役割であると考えます。

##### 《具体的な施策》

###### ①支援センターの講座、相談等の充実

市民公益活動団体の発展のために、支援センターの事業として、団体の運営に関するノウハウや各種事業を実施するために役立つさまざまな講座等を開催し、団体のリーダー育成や事務レベルの向上などの団体のスキルアップを目指すとともに、収益事業などの財政的に自立するために必要なさまざまな情報も発信します。

また毎年シンポジウム等を開催し、広く市民や市民公益活動団体に、市民公益活動推進と協働事業の進展について知ってもらう機会とします。

###### ②実施事業の拡大、寄付受入れの仕組みづくりの検討

支援センターが、市内の市民公益活動団体に支えられ、より広く中間支援組織としての機能を果たしていくためには、業務委託以外のいろいろなニーズに応じた事業を実施することも必要となっています。今後は、利用団体や市民の理解を得ながら、さまざまな事業を実施できたり、寄付を受入れできる仕組みづくりを研究していきます。

##### （2）市民公益活動団体情報の収集・活用・広報

情報の収集及び提供は、協働を進めていく上での不可欠の条件です。市民公益活動の先進的な事例や助成金情報などを収集し、市民公益活動に関わっている人や、興味・関心を持っている人、これから始めたいと思っている人、まったく関心のない人等、いろいろな立場・考えを持つ市民に対して、積極的に情報を提供し、市民公益活動と協働の進展に役立てていきます。

##### 《具体的な施策》

###### ①広報誌に支援センター情報の掲載

市民公益活動について、より多くの市民の公益活動に関する関心を高めるため、引き続き市の広報誌に支援センターとしての情報を掲載し、市民公益活動団体が広く市民に対して呼びかける参加型の講座やイベントの情報を掲載していきます。

## ②ウェブサイトやニュースレターの充実

市や支援センターにおいて収集した市民公益活動情報は、支援センターのウェブサイトに掲載するとともに、市と支援センターのウェブサイトがリンクするなど、より多くの人に見てもらえる仕組みを検討します。ニュースレターやチラシ等の紙媒体は、より多くのスーパーや病院等の人がたくさん集まるスペースに設置して、その周知宣伝を行います。

また、引き続き支援センターニュースを隔月発行し、支援センターの事業や各市民公益活動団体の活動内容等を広く市民にPRすることで、市民公益活動に対する市民の関心を促すとともに、Facebook や Twitter、Instagram などの SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）も活用し、より広く情報の発信をしていきます。

## (3) 市民公益活動を担う人材の育成

市民公益活動の一番の要は人材です。豊富な知識、高度な情報処理能力、卓越したコミュニケーションスキル、そして人と人、団体と団体をうまくマッチングするコーディネーターとして活躍できる人材が市民、職員双方に求められています。

### 《具体的な施策》

#### ①市職員研修の充実

市職員研修を開催し、市職員の協働事業に対する意識啓発を図るとともに、今後は、職員がコーディネーターやファシリテーターなどのいろいろなスキルを身につけることのできる研修も行っていきます。また、職員研修に市民も積極的に参加できる仕組みがあれば、職員・市民が関わることにより、双方が刺激し合っ、それぞれが変わることができ、相乗効果が期待できると考えられるので、研修の開催方法についても検討していきます。

#### ②団体における人材の育成

団体と行政による事務局のあり方については、経理などの事務が複雑な場合などに、行政が事務局の一部もしくは全部を担っている場合があります。今後は、団体を運営するリーダーの育成、団体の経理などの担当者のレベル向上につながる講座等を行い、主体性のある団体の自立に向けた人材確保や人材育成につなげていきます。

## B. 市民との協働の方策（総合基本計画 P63 2 地域コミュニティ活動の促進）

### （1）地域の主体性と活性化を促進する協働の仕組みづくり

富田林市内の各地域では、高齢化の進行や人間関係の希薄化等により、地域活動の担い手の減少や町会・自治会加入率の低下など、地域コミュニティの衰退が指摘されています。また、東日本大震災や熊本地震等の大規模災害の発生により、地域のつながりの大切さが再認識されており、こうした状況の中で、新たな人材が地域の担い手となることが期待されているとともに、地域コミュニティによる取組や市民公益活動の推進等、協働の視点に立ったまちづくりを進めることが重要となっています。そのためにも、地域人材が、うまく育成されて、地域の活動につながっていただけるような仕組みづくりを研究します。

#### 《具体的な施策》

##### ①地域活性化の更なる発展について

広域的な課題、多種・多様で高度化する市民ニーズを踏まえて、地域の主体性による新たなまちづくり活動と地域の活性化の取り組みを実現する仕組みとして、平成 24（2012）年度に創設した「元気なまちづくりモデル事業補助金」の充実を検討します。具体的には、高校生や大学生などの若者も支援するための制度の拡充や、新しい人材が、町会・自治会等の地域コミュニティ組織の社会活動や地域活動に参加しやすくなるような受け皿づくりやネットワーク化を検討します。

そのためにも、地域の事業展開に応じて、既存制度や人材の活用、組織運営のノウハウなど、専門家によるアドバイスやコーディネートするために創設した、「地域活性化アドバイザー派遣制度」をより多くの地域で活用できるように取り組んでいきます。

##### ②広域的地域自治制度の研究

すこやかネットや校区福祉委員会などの、町会・自治会の枠を超えた広域的な活動が実際に行われている地域の様々な立場の人の意見を反映しながら、行政との円滑な協力関係のもとに地域課題を自ら解決していく「新しい公共」の担い手として、広域的な視点による地域自治制度の研究を引き続き進めます。

また、さまざまな住民の意見が取り入れられるためにも、町会・自治会への加入を促進するための啓発チラシを配布し、町総代会等との連携をより強化していきます。

### （2）指定管理者制度、委託契約制度における市民協働の研究と検討

指定管理者制度については、民間事業者や市民公益活動団体なども管理を行うことができるようになり、団体の持つ特性や専門性を活かし、得意とする分野の施設の管理運営を委ねることで、その施設の機能を十分に発揮させ、市民サービスの向上が図られることから、引き続き市民公益活動推進と協働に活かせるよう研究します。

### <具体的な施策>

#### ①市民公益活動団体との指定管理者制度についての研究

市民公益活動支援・協働の視点から、市内の様々な市民公益活動団体が、その団体の持つ特性や専門性を生かして指定管理者として担うことができる施設について引き続き研究を行います。

また、市民公益活動団体は、身近な地域性を反映させたサービスの提供を特色としていることから、例えば「地域性をどれだけ認識されているか。」などの項目を、評価の中の一つとして採点できるような制度設計も検討します。

#### ②市民公益活動団体との委託契約についての検討

軽微な市の業務でも、積極的に市民公益活動団体に委託できる仕組み作りに取り組むとともに、無償で業務を委託するばかりではなく、有償の業務を委託できる仕組み作りも合わせて検討します。また、委託契約方法については、概算払いの実施の検討など、財政基盤の弱い市民公益活動団体も参入できる仕組みについて検討します。

#### ③市民公益活動団体への支援方法の研究

市民公益活動団体が、指定管理者制度や委託契約制度において、さまざまな事業を受託するためには、まず事業を受託できる力を身につけることが必要です。そのためには、支援センターでの相談やプロボノ（専門家がボランティアで支援する）などの支援できる体制づくりについて研究します。

また、契約検査課への業者登録方法や提案書作成のサポートをしていきます。

### C. 推進体制について（総合基本計画 P63 3 多様な主体との連携・協働の推進）

以上のような計画を実施するために、次のような推進体制を整備します。

#### (1) 関係機関の役割分担

##### ①町会・自治会などの各団体

地域の活性化とまちづくりの中心の一つとなるのは、町会・自治会です。事業の協働実施や提案型補助金のモデル事業の推薦など、緊密な連携を図りながら、ともに市民参加のまちづくりを引き続き進めていきます。合わせて、市民公益活動団体や大学、民間企業等、あらゆる主体との連携を強化するとともに、各団体間における連携やネットワークのさらなる強化に向けた支援に取り組みます。

##### ②富田林市

市民公益活動推進指針では、協働によるまちづくりの推進のために、行政職員の協働に対する十分な理解と取り組みの必要性がうたわれています。市民公益活動推進本部を、引き続き本市の市民協働施策の統括的な本部として機能させ、市民協働施策の全体的な位置

づけ、進捗状況について議論します。幹事会では、行政の各現場での協働の実態を踏まえ、計画を推進するための具体的な方策・役割分担について議論するとともに、担当課同士の横の連携を構築するなど、市全体での取り組みを進めます。

#### (2) 市民公益活動推進と協働のための市民会議

現在開催している市民会議を引き続き開催し、市が考えているまちづくりが、本当に住民が求めているものかなど、さまざまな課題について市民の意見を反映させていきます。

#### (3) 支援センター登録団体会議等による市民の意見反映

支援センター登録団体会議等を定期的に行ったり、登録団体にアンケートを実施するなどして、多様な主体の意見を集約し、課題の確認、解決に取り組めます。

## 市民公益活動推進と協働の施策方針策定の経過

平成 17 (2005) 年 8 月

提言書「富田林市における市民公益活動推進のための支援・協働のあり方と方策」

- ・市民公益活動推進本部の設置
- ・市民公益活動推進と協働のための市民会議設置
- ・職員研修の実施
- ・市民公益活動支援センターの開設
- ・指針策定研究会設置

平成 18 (2006) 年 9 月

富田林市市民公益活動推進指針  
～市民とのよりよい協働のために～

- ・市民活動わくわく広場 in とんだばやしの開催
- ・支援センターニュースの発行
- ・支援センターでの講座・相談事業等実施
- ・第 1 期実施計画策定研究会設置

平成 20 (2008) 年 7 月

富田林市市民公益活動推進指針  
第 1 期実施計画 (平成 20 (2008) 年～22 (2010) 年)

- ・「市民公益活動と市補助金のあり方研究会」「協働事業評価制度研究会」の設置
- ・町総代会との連携
- ・支援センターの民営化・ネットワーク化

平成 24 (2012) 年 4 月

富田林市市民公益活動推進指針  
第 2 期実施計画 (平成 24 (2012) 年～28 (2016) 年)

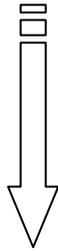
- ・支援センターの中間支援組織としての充実
- ・市民、職員の人材育成
- ・元気なまちづくりモデル事業補助金制度
- ・地域活性化アドバイザー派遣事業



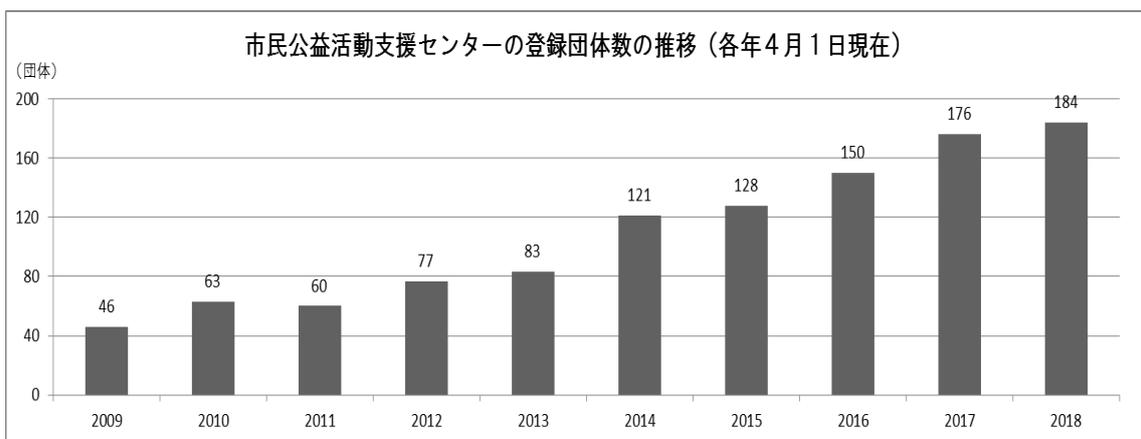
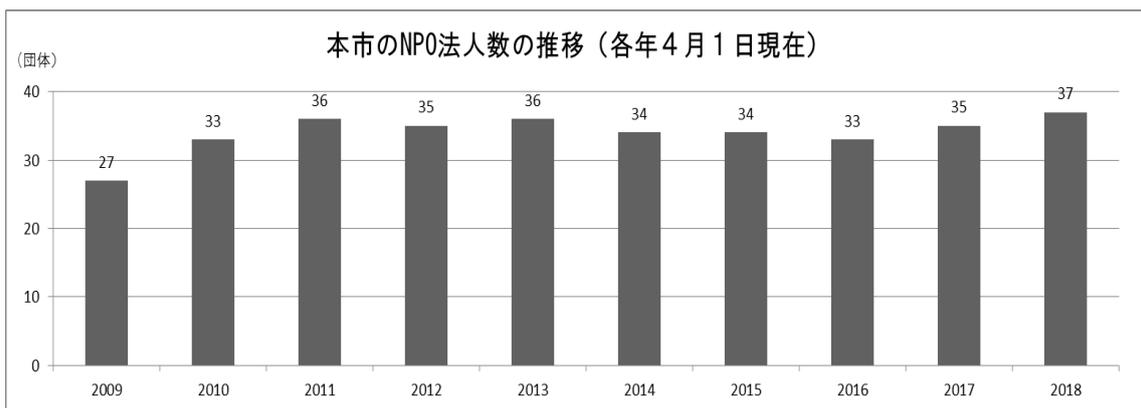
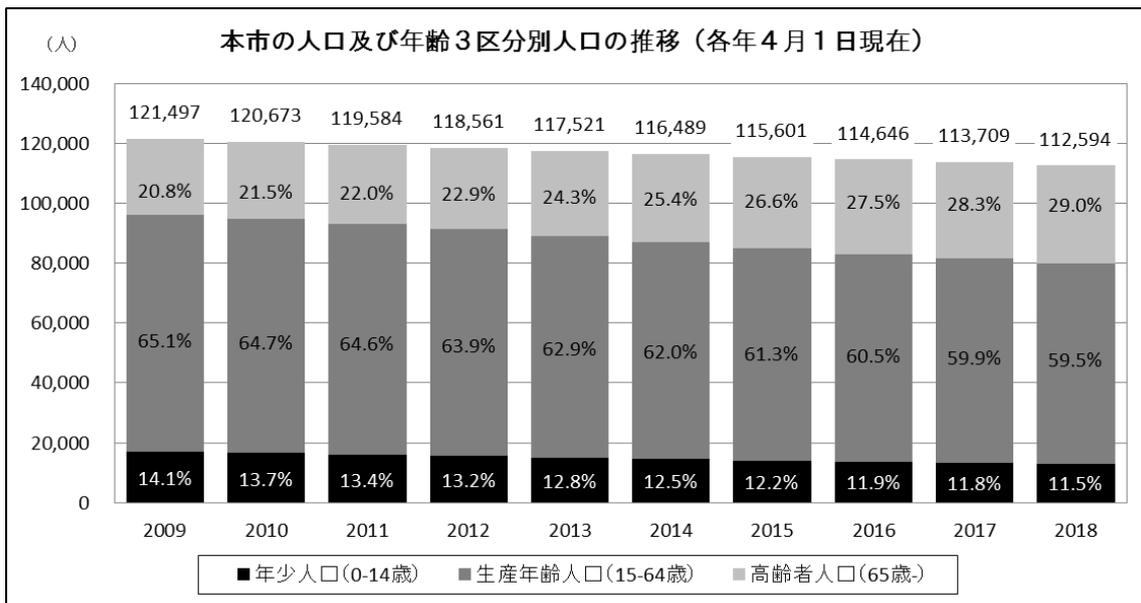


平成30(2018)年4月

富田林市市民公益活動推進指針  
第3期実施計画 (平成30(2018)年～2022年)

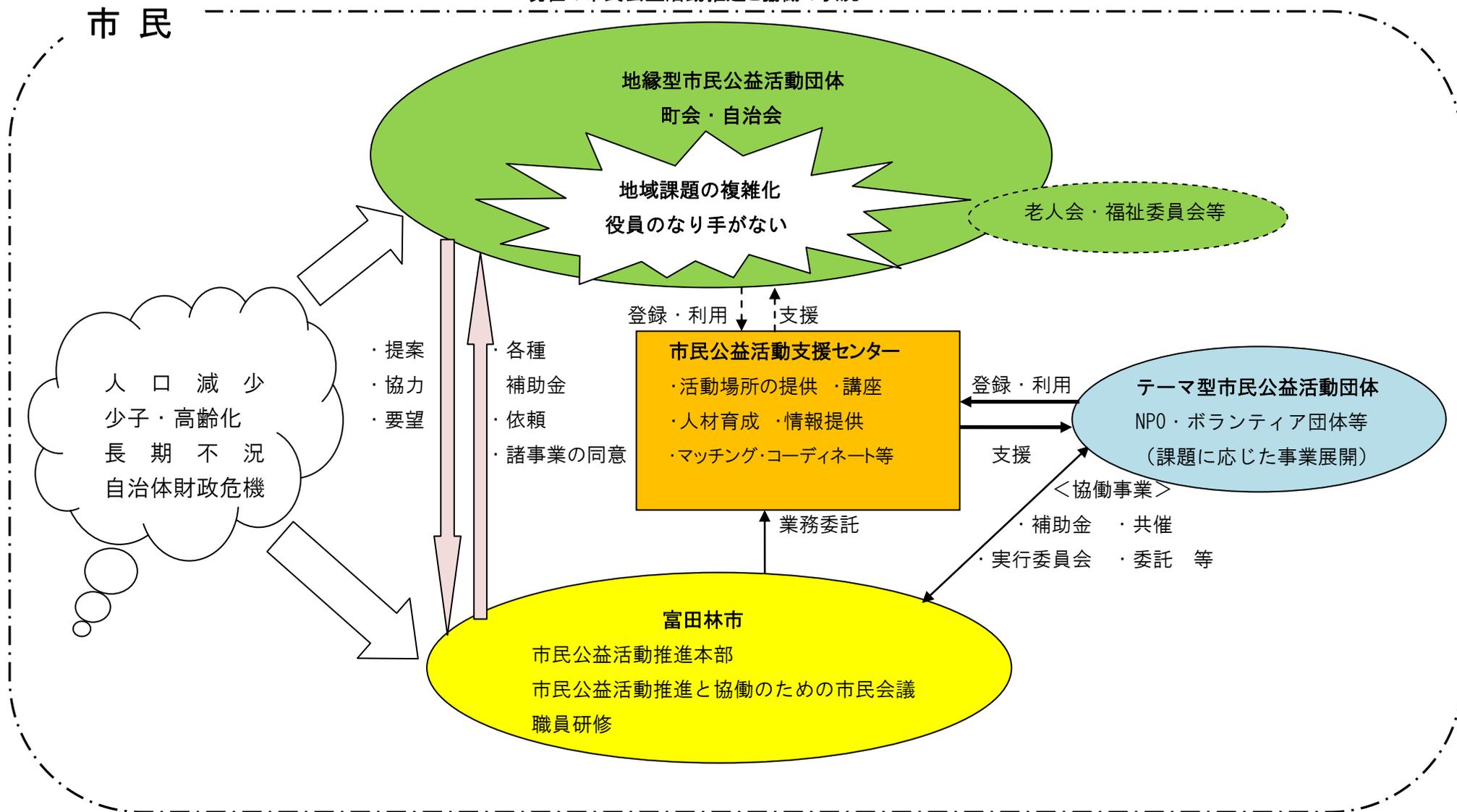


- ・ 支援センターの中間支援組織としての充実
- ・ 市民、職員の人材育成
- ・ 元気なまちづくりモデル事業補助金制度の充実

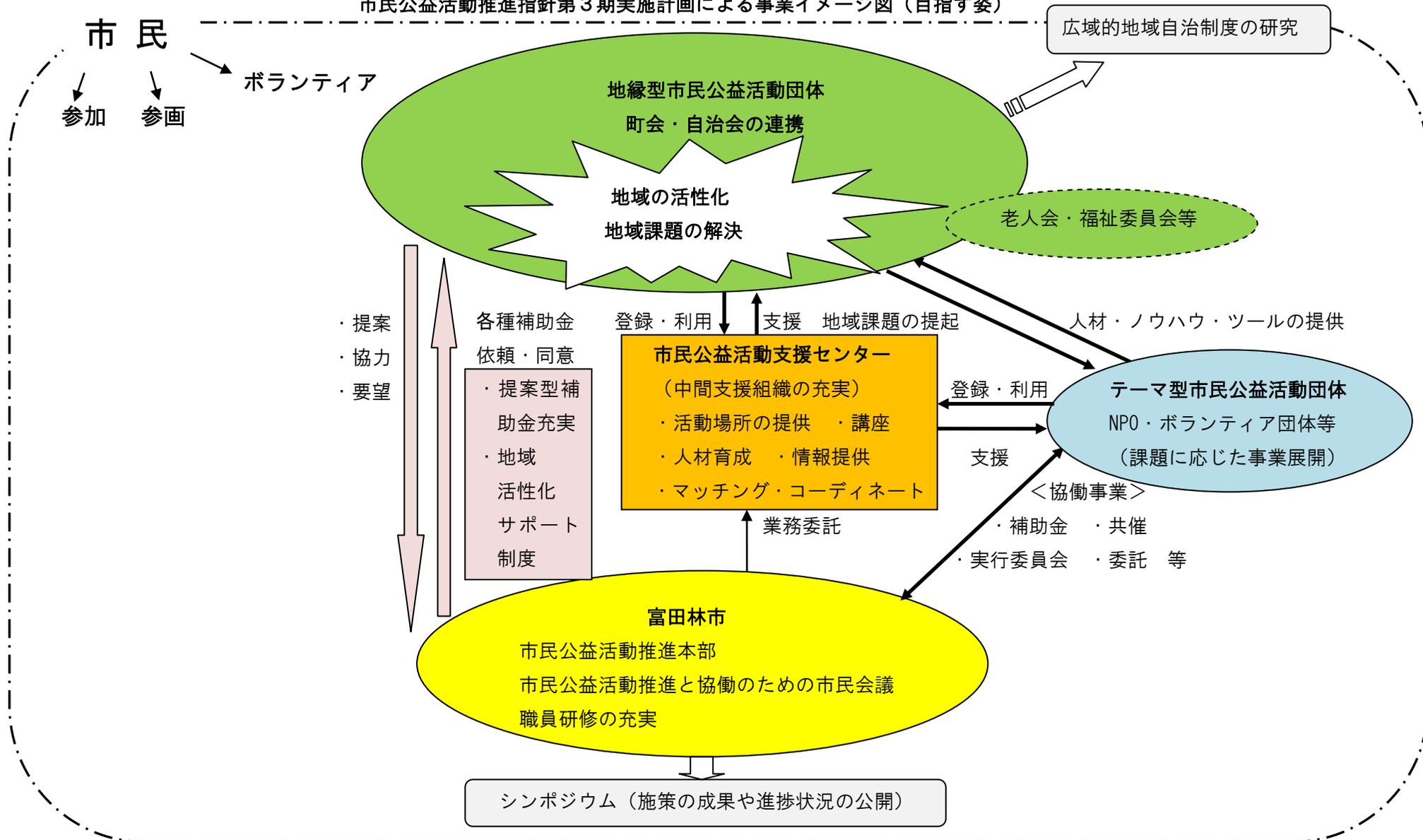


現在の市民公益活動推進と協働の状況

市民



市民公益活動推進指針第3期実施計画による事業イメージ図（目指す姿）



富田林市市民公益活動推進指針  
第3期実施計画（平成30（2018）年度～2022年度）

発行日：平成30（2018）年4月

発行：富田林市市民協働課

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号